

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針の第7回変更新旧対応表

2020年8月25日(火)

該当ページ・項目	現行	変更箇所
P1～P2	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言、県民・事業者の皆様へのお願い及び「 厳重警戒 」営業時間短縮・休業の要請に係る県民・事業者の皆様へのメッセージ	緊急事態宣言の解除に際して県民・事業者の皆様へのメッセージの掲載
P14 2.対策の基本指針 (4) 学校・教育	・限られた期間の中で、学習の遅れを取り戻すため、児童生徒が家庭等で質の高い学習コンテンツを利用できるよう、県立学校の児童生徒を対象に、民間のオンライン学習支援サービスを導入します。	・限られた期間の中で、学習の遅れを取り戻すため、児童生徒が家庭等で質の高い学習コンテンツを利用できるよう、県立学校の児童生徒を対象に、民間のオンライン学習支援サービスを導入 する とともに、 私立学校でのオンライン学習支援サービスの利用に対しても支援を実施 します。
P18 3.個別対策ごとの実施方針 (2)県民・事業者の皆様へのお願い 5)催し物(イベント等)の開催	③段階【7月10日～8月末】 ・8月以降のイベント開催については、収容率の制限(屋内は50%以内、屋外は十分な間隔(できるだけ2m)を維持する一方、人数上限(5,000人)を撤廃することとしてきましたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは7月10日以降の開催制限を維持します。	③段階【7月10日～ 9月末 】 ・8月以降のイベント開催については、収容率の制限(屋内は50%以内、屋外は十分な間隔(できるだけ2m)を維持する一方、人数上限(5,000人)を撤廃することとしてきましたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、 9月末 までは7月10日以降の開催制限を維持します。
P20～P22 7)第2波への対応	<p>・首都圏や関西圏を中心に、再び新型コロナウイルス感染症の新規感染者の増加が見られ、愛知県においても、7月中旬以降、連日、多数の感染者が発生している状況にあることから、市町村、団体、企業が丸となって第二波の克服に向けた取組を強力にすすめていただくため、お盆休みを控え、緊急事態宣言を発出し、不要不急の行動自粛・行動の変容、県をまたぐ不要不急の移動自粛、感染防止対策の徹底を要請します。</p> <p>○区域:愛知県全域</p> <p>○期間:8月6日(木)～8月24日(月)の19日間</p> <p>○県民・事業者の皆様にお願ひする事項:</p> <p>-1.不要不急の行動自粛・行動の変容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お盆休み期間中は、不要不急の行動の自粛をお願いします。 ・20代・30代の若い世代の方々は、改めて、不要不急の行動の自粛と、自覚を持った行動をお願いします。 ・5～6人以上の大人数での会食や宴会は自粛し、「三つの密」が生じ、大声での会話等で飛沫が飛び交う場の利用は避けて下さい。 ・「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。 特に、重症化しやすい高齢者、妊婦、基礎疾患のある方々に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。 ・接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。 <p>-2.県をまたぐ不要不急の移動自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お盆休みの期間中の帰省については、もう一度、家族と検討をお願いします。体調が優れない場合は、帰省や旅行を控えて下さい。 ・帰省や旅行先でも、居住地や目的地の自治体が出す最新情報を確認し、体調管理と基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。 ・東京を中心とする首都圏への不要不急の移動は自粛をお願いします。 	<p>・7月中旬から急激に拡大した新型コロナウイルス感染症の第二波を抑え込むため、8月5日から8月24日迄の20日間、栄・錦地区にエリアを限定し、営業時間短縮等を要請するとともに、翌8月6日に、「緊急事態宣言」を発出し、不要不急の行動自粛と行動変容、帰省や旅行など県をまたぐ不要不急の移動自粛、ガイドラインの遵守等感染防止対策の徹底等をお願いします。</p> <p>・この結果、7月28日から100人を上回っていた新規感染者数は、8月14日以降は二桁台で推移するとともに、平均入院患者数も8月13日をピークに減少を続けるなどの効果が得られたことから、緊急事態宣言及び栄・錦地区における営業時間短縮等の要請を、8月24日をもって解除しました。</p> <p>・一方で、新規感染者の発生など、感染症のリスクは依然として社会生活の場に続いているため、引き続き、「厳重警戒」として、新たな日常に対応した行動変容、特に高齢者等重症化リスクの高い方々への配慮、感染防止対策の徹底等、次に掲げる事項の実施をお願いします。</p> <p>-1 不要不急の行動自粛・行動の変容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。 ・特に、重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。 ・20代・30代の若い世代の方々は、引き続き、不要不急の行動の自粛と、自覚を持った行動をお願いします。 ・5～6人以上の大人数での会食や宴会は自粛し、「三つの密」が生じ、大声での会話等で飛沫が飛び交う場の利用は避けて下さい。 ・日頃から、3つの密が発生する場所を徹底して避けるとともに、マスクの着用、手洗い、消毒、換気など、基本的な感染防止対策を徹底してください。 ・接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。 <p>-2 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染

	<p>・感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。</p> <p>-3.感染防止対策の徹底</p> <p>・全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。</p> <p>・事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。</p> <p>・利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。</p> <p>・特に名古屋市内の繁華街においては、7月に入りクラスターが発生している状況にあることから、栄・錦地区のエリアを限定して、「接待を伴う飲食店」や「酒類の提供を行う飲食店」等に対し、営業時間の短縮等を要請します。</p> <p>○区域:名古屋市中区の栄・錦地区</p> <p>○期間:8月5日(水)～8月24日(月)の20日間</p> <p>○業種:接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店、カラオケ店</p> <p>○要請内容:業種別ガイドラインを遵守する安全・安心宣言施設ステッカー掲示店には「営業時間の短縮(5時～20時)」を要請</p> <p>業種別ガイドラインを遵守していない店舗に対しては、「休業」を要請</p> <p>・また、各業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守し、「愛知県安全・安心宣言施設」の届け出を行い、県の要請に応じて営業時間の短縮を実施する事業者については、名古屋市と共同で感染防止対策協力金を交付します。</p>	<p><u>防止対策の徹底を強くお願いします。</u></p> <p><u>・事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。</u></p> <p><u>・利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。</u></p> <p><u>-3 県をまたぐ不要不急の移動自粛</u></p> <p><u>・東京を中心とする首都圏への不要不急の移動は自粛をお願いします。</u></p> <p><u>・感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。</u></p> <p><u>・移動先でも、目的地の自治体が出す最新情報を確認し、体調管理と基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。</u></p> <p><u>・当初、20歳代、30歳代の若い世代の感染が多数を占める傾向にありましたが、徐々に中高年齢層に感染が拡大しつつあり、多数の高齢者施設・事業所で感染者が確認され、なかにはクラスターと認定される事案も生じていることから、感染した場合の重症化リスクが高い高齢者の方々が多く利用する施設等の感染防止対策の徹底を改めてお願いします(資料13)。</u></p> <p>・また、各業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守し、「愛知県安全・安心宣言施設」の届け出を行い、県の要請に応じて営業時間の短縮を実施した事業者については、名古屋市と共同で感染防止対策協力金を交付します。</p>
<p>P22～23</p> <p>(3)医療面での対策</p> <p>①医療提供体制の維持・強化</p>	<p>○入院病床は感染症指定医療機関(12病院72床)、その他協力医療機関(58 病院 694 床)を合わせ、合計70病院 766 床を確保。</p> <p>○重点医療機関は 29 病院、疑い患者受入協力医療機関は 34 病院を確保し、専門的治療を有する受入医療機関は、がん患者25病院、透析患者19 病院、妊産婦 19 病院、小児患者17病院を確保。</p> <p>○今後の感染拡大に備え、新型コロナウイルス感染症専門病院の設置を計画中。</p>	<p>○入院病床は感染症指定医療機関(12病院72床)、その他協力医療機関(58 病院 719 床)を合わせ、合計70病院 791 床を確保。</p> <p>○重点医療機関は 30 病院、疑い患者受入協力医療機関は 33 病院を確保し、専門的治療を有する受入医療機関は、がん患者25病院、透析患者19 病院、妊産婦 19 病院、小児患者17病院を確保。</p> <p>○今後の感染拡大に備え、<u>岡崎市立愛知病院を新たに県の新型コロナウイルス感染症の専門病院として10月中旬に開設し、100床を確保。</u></p>
<p>P23</p> <p>②検査体制の維持・強化</p>	<p>・地域の診療所等で診察を受け、PCR 検査が必要と判断される方の需要増大に備えるとともに、帰国者・接触者外来の負担軽減のために、ドライブスルー方式等の PCR 検査所を設置します。</p> <p>○5月15日 瀬戸保健所豊明保健分室に開設</p> <p>○5月21日 名古屋市及び豊橋市において開設</p> <p>○今後、県内各地域において状況に応じた増設を検討中</p>	<p>・地域の診療所等で診察を受け、PCR 検査が必要と判断される方の需要増大に備えるとともに、帰国者・接触者外来の負担軽減のために、ドライブスルー方式等の PCR 検査所を設置します。</p> <p>○5月15日 瀬戸保健所豊明保健分室に開設</p> <p>○5月21日 名古屋市及び豊橋市において開設</p> <p><u>○8月13日 豊田市において開設</u></p> <p><u>○8月20日 あいち健康の森健康科学総合センターに開設</u> <u>(瀬戸保健所豊明保健分室を廃止)</u></p> <p>○今後、県内各地域において状況に応じた増設を検討中</p>
<p>P25</p> <p>(4)学校・教育</p> <p>②児童生徒のオンライン学習の支援</p>	<p>(追加)</p>	<p><u>・また、私立学校でのオンライン学習支援サービスの利用に対しても支援します。</u></p>

P27 (5)経済対策 ①事業者に対する支援	(追加)	・中小企業の経営者、実務担当者を対象に、テレワークの活用方法や導入プロセスを学ぶ「 <u>テレワーク・スクール</u> 」を開催する他、テレワークの導入を希望する企業を対象に、テレワークに関する専門家をアドバイザーとして派遣するとともに、個別相談会を開催します。
P30 (6)その他の取組 ②県民・事業者の皆様への情報提供	・さらに、県民や事業者等の疑問や不安に対して、「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金」の申請期間中は、「県民相談窓口(コールセンター)」において、ワンストップで対応を続けていきます。	・さらに、県民や事業者等の疑問や不安に対して、「 <u>県民相談窓口(コールセンター)</u> 」において対応します。
資料6 イベント開催制限の段階的緩和の目安	(変更)	<u>8月24日付けの事務連絡に付された表に変更</u>
資料8 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧	(変更)	<u>内閣官房8月6日現在でとりまとめた最新の一覧に変更</u>
資料13 高齢者を守るための8つのポイント	(追加)	<u>高齢者を守る8つのポイントの説明資料を追加</u>